

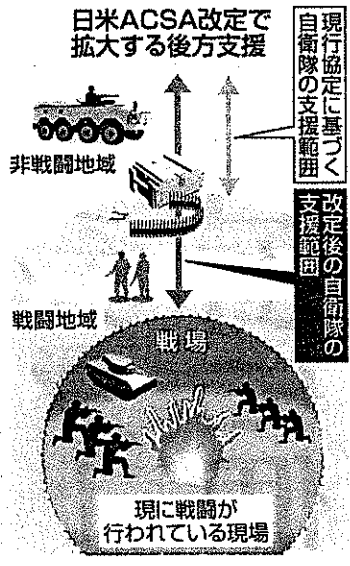
「戦闘地域」で弾薬提供

安保法反映 後方支援を拡大

安倍政権は、日米同盟強化を自指し、安全保障関連法を反映した日米物品役務相互提供協定（ACSA）改定の承認案を今月中にも国会提出する方針を固めた。関係者が2日明らかにした。米軍への後方支援を拡大する。従来の「戦闘地域」でも弾薬提供が可能になるなど、自衛隊活動が「戦闘」に近づく。安保法廃止を求める民進党など野党は反対する構えだ。与野党攻防が再び本格化する可能性がある。

国会へ月内にも承認案

日米が9月26日に署名した新協定は、安保法に基づき、現在戦闘行為が行われている現場（戦場）以外での後方支援（戦場）以外での後方支援を認めた。このため自衛隊は、戦闘が起きる恐れがある場所を含む「戦闘地域」であっても、「戦場」を除けば米軍に協力できるようになる。新協定は、安保法に基づき、現在戦闘行為が行われている現場（戦場）以外での後方支援（戦場）以外での後方支援を認めた。このため自衛隊は、戦闘が起きる恐れがある場所を含む「戦闘地域」であっても、「戦場」を除けば米軍に協力できるようになる。



日米ACSA改定のポイント

- 米軍への後方支援を拡大。「現に戦闘行為が行われている現場（戦場）以外」の地域で物品提供を認め、従来の「戦闘地域」で弾薬提供解禁
- 弾薬提供できる範囲を拡大。安全保障関連法が定めた「存立危機事態」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」での提供も容認
- 新法を整備せず米艦船や発進準備中の米軍戦闘機への給油を実施可能に

日米物品役務相互提供協定（ACSA）自衛隊と米軍が物品と役務を互いに提供するルールを定めた協定。具体的には食料、水、燃料などを物品の、輸送や修理、保管業務を役務の対象としている。政府は「日米同盟の円滑な運用が目的」（防衛省）と説明する。1996年に発効し、日米共同訓練や国連平和維持活動（PKO）に参加する両国部隊間の物資融通が可能になった。適用範囲を拡大するため、99年と2004年にも改定した。04年改定で弾薬提供を限定的に認めた。

範囲も拡大した。安保法に促す①密接な関係にある他国への攻撃で日本の存立が脅かされる「存立危機事態」②日本の平和に重要な影響を与える

米以外とも締結目指す

安倍政権は米国外の国々とも物品役務相互提供協定（ACSA）の締結を目指す。英国、フランス、カナダとは署名に向けて協議中で、オーストラリアとの協定は発効済みだ。国連平和維持活動（PKO）などに参加する自衛隊と他国軍の連携を図る目的だが、軍事力を強化する中国をにらみ各国との安全保障協力

「重要影響事態」③国際社会が脅威に共同で対処する「国際平和共同対処事態」のいずれの場合でも、米軍への提供が可能になる。

現行協定は日本が直接攻撃を受けた「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」に制限している。

新協定の発効後、政府は新

を促進する狙いもある。PKOに積極的なカナダとの間では、2013年9月にACSA締結で実質合意している。英国とは14年5月、締結交渉開始で一致した。フランスとも交渉を進める。自衛隊がPKOの現場で各国軍と円滑に燃料や弾薬を融通できるようにすれば、人的国際貢献を通じて日本の存在感をアピールできるとの期待感を政権幹部は抱いている。

ACSAに基づき他国軍協力は、公海上での海賊対処も含む。日本政府筋は「各国との協定締結は、安倍晋三首相が掲げる『積極的平和主義』を具体化する取り組みの一つだ」と説明する。

日豪ACSAは国会承認を経て13年1月に発効した。太平洋地域に属するオーストラリアと協力し、海洋進出を活性化させる中国と向き合う必要がある（日本政府筋）との判断が背景にある。今年9月の日豪外相会談では、ACSA改定に向けた協議加速を確認した。自衛隊とオーストラリア軍の一層の協力強化を目指す。

東南アジア諸国連合（ASEAN）各国との締結も「海洋安全保障環境の向上に資する」（防衛省幹部）として視野に入れる。南シナ海のほぼ全域に管轄権が及ぶと主張する中国を念頭に、関係国との安保協力を一歩ずつ進めるとみられる。

たな法律なしに米艦船や発進準備中の米軍戦闘機への給油を実施できるようにする。安保法施行前は、インド洋での給油活動や自衛隊のイラク派遣など個別の事例に応じて特別措置法を成立させる必要があった。

10/3 補